

余寒厳しき折ではございますが、いかがお過ごしでしょうか
お風邪など召ませぬよう、くれぐれもご自愛下さい

2月の税務

2月13日(火)

・1月分 源泉所得税
住民税の特別徴収税額の納付

2月16日(金)

・令和5年度 確定申告開始日

2月29日(木)

・12月決算法人の申告と納付
・6月決算法人の中間申告と納付
・3.6.9月決算法人の中間申告と納付
・1月分社会保険料の納付

Free 口座連携方法

インターネットバンキングを
開設している口座なら連携が可能です！



Youtubeにて操作方法を
紹介しています☆

◎操作手順

- ①ホーム画面より同期したい銀行口座の「同期設定」を選択
- ②「オンラインサービスと同期」をチェック
- ③ログイン情報を入力
⇒連携！！

◎以下の検索ワードで連携可能な銀行口座一覧が
確認できます！※基本連携可能です
「【一覧】API連携の対象口座と切り替え時期」



振替納税のご利用をご検討してみてもいかがでしょうか。

令和5年分の所得税の確定申告の開始まで半月ほどとなりましたが、確定申告に係る所得税の納付期限は、申告期限と同じく**3月15日**となっております。

申告が期限の間際になってしまった場合など納付期限までに納付することが難しくなることもあるかと思えます。そのような場合には「**振替納税制度**」という制度を検討してみてもいかがでしょうか。

振替納税制度とは、確定申告に係る税金（所得税・消費税）を指定した**口座から自動的に口座振替してくれる**という制度です。振替納税を利用すれば納付書をもって金融機関や税務署に行く必要もなくなります。また口座振替が行われる振替日は申告期限からおおよそ**1カ月後**となるので納税資金を用意する期間もでき納付に余裕ができます。

振替納税を選択するには申請書に指定口座など記載し**3月15日までに提出**する必要があります。書面での提出の他e-TAXのシステムからも申請が可能となっております。本年の振替納税の振替日は、以下の通りとなっております。

申告所得税(確定申告分) ⇒ 令和6年4月23日

個人事業者の消費税 ⇒ 令和6年4月30日

確定申告が始まります！

期間: 2月16日(金)～3月15日(金)

☆確定申告が必要な方

- ・個人事業主の方
- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を2か所以上から受けている方
- ・給与を1か所から受けていて、その他に不動産収入、配当収入、年金収入等の合計が20万円を超える方
- ・初めて住宅ローン控除を受ける方
- ・医療費控除を受ける方
- ・ふるさと納税をされた方で

『ふるさと納税ワンストップ特例制度』を利用していない方 など

分からない場合はお気軽にご相談ください！



立春



立春とは暦のうえでは春に入り春の兆しがみえ始める頃を意味します。そのため「立春を迎え、暦の上では春となりました」といったフレーズを

ニュースなどで見聞きすることがあると思います。立春の前日の「節分」は大晦日のようなもの、節分に豆まきをするのは新しい年に向けて邪気祓いをするためのもの、またお正月に「迎春」「初春」「新春」などを使うのもこうした考えに基づいています。

こういった理由からひな祭りには春の訪れを祝う意味があるため、ひな人形は立春を迎えたら飾り始めてもよいとされており、立春初日でもその後の都合のよい日で良いとされています。

2024年の立春は2月4日から2月18日ですので

その間にひな人形の準備を始めてみるはいかがですか？

